

## 部会等の委員について

### 1 部会等について

#### ○ヨコハマ市民まち普請事業部会

「ヨコハマ市民まち普請事業」において、市民からの身近な生活環境の整備に関する提案を選考することを目的とする。

#### ○表彰部会

「横浜・人・まち・デザイン賞」地域まちづくり部門において、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とし、表彰について審議する。

### 2 委員の指名について

#### 【部会】※敬称略

ヨコハマ市民まち普請事業部会
(指名委員)
岡本 溢子
男澤 誠
河上 牧子
川原 晋
塩入 廣中
菅 博嗣
鈴木 やよい

表彰部会
(指名委員)
(指名委員)
(指名委員)
齋藤 保
田邊 寛子

#### 【参考】前期部会指名委員（平成 27、28 年度）※敬称略

ヨコハマ市民まち普請事業部会
杉崎 和久

表彰部会
奥村 玄
中山 岳志
山家 京子

横浜市地域まちづくり推進委員会ヨコハマ市民まち普請事業部会設置要綱

制 定 平成 18 年 12 月 28 日 都支第 373 号（局長決裁）

最近改正 平成 24 年 4 月 1 日 都地ま第 1938 号（局長決裁）

（目的）

第1条 ヨコハマ市民まち普請事業における市民からの身近な生活環境の整備に関する提案を選考するため、横浜市地域まちづくり推進委員会の部会として、ヨコハマ市民まち普請事業部会（以下「部会」という）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市地域まちづくり推進条例及び同施行規則の例による。

（所掌事務）

第3条 部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ヨコハマ市民まち普請事業整備提案の選考に関すること。
- (2) その他ヨコハマ市民まち普請事業整備提案の選考等についての必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 部会は、8名以内をもって組織する。

（任期）

第5条 専門委員の任期は、施行規則に定めるところによる。ただし、欠員が生じたときの補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、再任することができる。

（部会長）

第6条 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課が処理にあたる。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

# 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成 19 年 10 月 30 日 都地ま第 1237 号（局長決裁）

## （設置）

第 1 条 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

## （所掌事務）

第 2 条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関する事。
  - (2) その他表彰の実施に必要な事項に関する事。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

## （表彰部会の組織）

第 3 条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員 5 人以内をもって組織する。

## （部会長及び職務代理者）

第 4 条 表彰部会に、部会長及び職務代理者 1 人を置く。

- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （表彰部会の庶務）

第 5 条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

## （表彰部会の運営に関する委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

## 附 則

### （施行期日）

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。